

都留市公告第42号

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月16日

都留市長 堀内 富久

1 都市計画の種類

都留都市計画道路

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

3 縦覧場所

都留市役所 産業建設部 建設課 都市計画担当

4 縦覧期間

令和7年10月16日（木）～令和7年10月30日（木）（土日は除く）
午前8時30分～午後5時15分